

群馬大学職業紹介業務規程

平成16. 4. 1 制定

改正 平成18. 4. 1 平成26. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、職業安定法（昭和22年法律第141号）第33条の2の規定に基づき、群馬大学(以下「本学」という。)において行う職業紹介業務(以下「紹介業務」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(紹介業務の範囲)

第2条 紹介業務は、本学の学生及び卒業生を対象とし、卒業後の就職について行う。

(紹介業務の総括)

第3条 理事のうち学長が指名する者は、紹介業務を総括する。

(紹介業務の担当者)

第4条 紹介業務は、事務局及び各学部（以下「学部等」という。）において行い、それぞれ当該学部等の長（以下「学部長等」という。）がその業務を担当する。

2 学部長等は、必要に応じ補助者を定め当該学部等における紹介業務を処理させることができる。

(求人申し込み)

第5条 求人申し込みをする者は、求人対象として希望する学生若しくは卒業生の所属する学部長等に雇用条件を明示した所定の求人票を提出しなければならない。

(求人申し込みの受理範囲)

第6条 求人申し込みは、すべて受理するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、受理しない。

- (1) 求人申し込みの内容が法令に違反するとき。
- (2) 雇用条件が著るしく不適當であると認めるとき。
- (3) その他学生の職業として不適當であると認めるとき。

(求職申し込み)

第7条 求職申し込みをする者は、本人が所属する学部長等に所定の求職票を提出しなければならない。

(求職の受理範囲)

第8条 求職申し込みは、すべて受理するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは受理しない。

- (1) 求職申し込みの内容が法令に違反するとき。
- (2) 教育上不適當であると認めるとき。

(紹介の原則)

第9条 職業紹介にあたっては、求職申込者に対しては、その希望と能力に適合した職業を紹介し、求人申込者に対しては、その雇用条件に適合した者を紹介するものとする。

(紹介の方法)

第10条 前条の規定に基づく紹介は、所定の紹介状を求人申込者に送付して行う。

(採否決定の通知)

第11条 求人申込者は、前条の規定に基づく紹介に対し、その者の採否を決定したときは、速やかに学部長等に報告するものとする。

(労働争議中の事業所への紹介)

第12条 同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所に対しては、求職者は紹介しない。

(秘密の保持)

第13条 本学が行う紹介業務上、求人申込者、求職申込者、その他の者から知り得た個人に関する情報は、秘密とし、他に漏してはならない。

(個人情報の適正管理)

第14条 本学に、紹介業務に関する個人情報の適正な管理を行うため、個人情報取扱者(以下「取扱者」という。)を置き、学務部学生支援課長をもって充てる。

2 取扱者は、管轄の公共職業安定所からの情報及び指導に基づき、個人情報の適正な管理に関する知識の習得に努めるものとする。

(個人情報の開示)

第15条 取扱者は、求職者から本人の個人情報に係る開示請求があったときは、その請求に基づき本人の専攻、有する資格等の客観的事実による情報の開示を遅滞なく行うものとする。

2 前項の開示に基づき本人から個人情報の訂正の請求があったときは、その事実を確認した後に、遅滞なく訂正するものとする。

(個人情報に関する苦情の処理)

第16条 本学に、紹介業務に係る個人情報に関する苦情の処理を担当させるため、個人情報苦情処理担当者(以下「苦情処理担当者」という。)を置き、学務部学生支援課長をもって充てる。

2 苦情処理担当者は、求職者の個人情報に関し当該情報に係る本人からの苦情の申出があったときは、適切に対応しなければならない。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、学生支援センター運営委員会の議を経て学長が行う。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。